

<サービス利用料金(1日あたり)>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費・滞在費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

※サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また、サービス利用に係る自己負担は、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じて異なります。

要介護度	区 分	利用料	自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	介護サービス費(451)	5,390	539 円	1,078 円	1,618 円
	基本加算(22)				
	処遇改善加算(66)				
要支援 2	介護サービス費(561)	6,650	665 円	1,329 円	1,994 円
	基本加算(22)				
	処遇改善加算(82)				
要介護 1	介護サービス費(603)	7,270	727 円	1,455 円	2,182 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(89)				
要介護 2	介護サービス費(672)	8,060	806 円	1,612 円	2,418 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(99)				
要介護 3	介護サービス費(745)	8,890	889 円	1,778 円	2,668 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(109)				
要介護 4	介護サービス費(815)	9,690	969 円	1,938 円	2,907 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(119)				
要介護 5	介護サービス費(884)	10,480	1,048 円	2,095 円	3,143 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(129)				

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	月 100 円	月 10 円	月 20 円	月 30 円
----------------	---------	--------	--------	--------

送迎加算(片道) ☆希望利用時のみ	2,098	210 円	420 円	629 円
-------------------	-------	-------	-------	-------

基準費用額／負担限度額	第 1 段階	第 2 段階	①第 3 段階	②第 3 段階	第 4 段階
食 費 ☆給付対象外	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
滞在費 ☆給付対象外	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円

※併設施設空きベッド(多床室)を利用される場合は下記の滞在料金となります。

基準費用額／負担限度額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
滞在費 ☆給付対象外	0 円	430 円	430 円	915 円

基本加算

夜勤職員配置加算(Ⅰ)(13 円／日) ※要介護のみ

※夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合料金が加算されます。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(22 円／日)

※介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上である場合料金が加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(10 円／月)

※介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

その他加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

※サービス利用に係る自己負担(食費・滞在費代を除く)×14%を乗じた額が加算されます。

緊急短期入所受入加算 (90 円/日)

※利用者の状況や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けさせることが必要と認めた場合

※利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者の保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※短期入所の保険給付限度額を超える利用の場合は、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

※利用者へ提供する食事に係る費用及び滞在費は別途いただきます。(給付対象外)

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している自己負担額とします。

(2)利用料金のお支払い方法

前記の料金は、サービス利用終了後、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

① 窓口での現金支払い(翌月末までに)

② 下記指定口座への振り込み(翌月末までに)

沖縄銀行 読谷支店 普通預金 1213337

③ 金融機関口座からの自動引き落とし。(翌月20日までに、ご入金ください)

(3)利用の中止、変更、追加

☆利用予定期間の前に、利用者の都合により、(介護予防)短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更ができます。この場合にはサービスの実施日前日までに当事業者に申し出てください。

☆利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 緊急時の対応

当事業所は、利用中に利用者の容態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに利用者及び契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。また、利用者の主治医又は当事業所の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

7. 事故発生時の対応

当事業所は、サービスの提供にあたって、事故発生防止のための指針を整備し適切に対応します。利用中に事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当施設に過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に重大な過失がある場合には、損害賠償の額を減額する場合があります。従業者に対し、研修を実施するなど必要な対応を講じます。